

週休2日工事の対象期間について

1. 週休2日工事の対象期間

対象期間は、現場施工に着手日した日から現場施工が完了する日までとする。

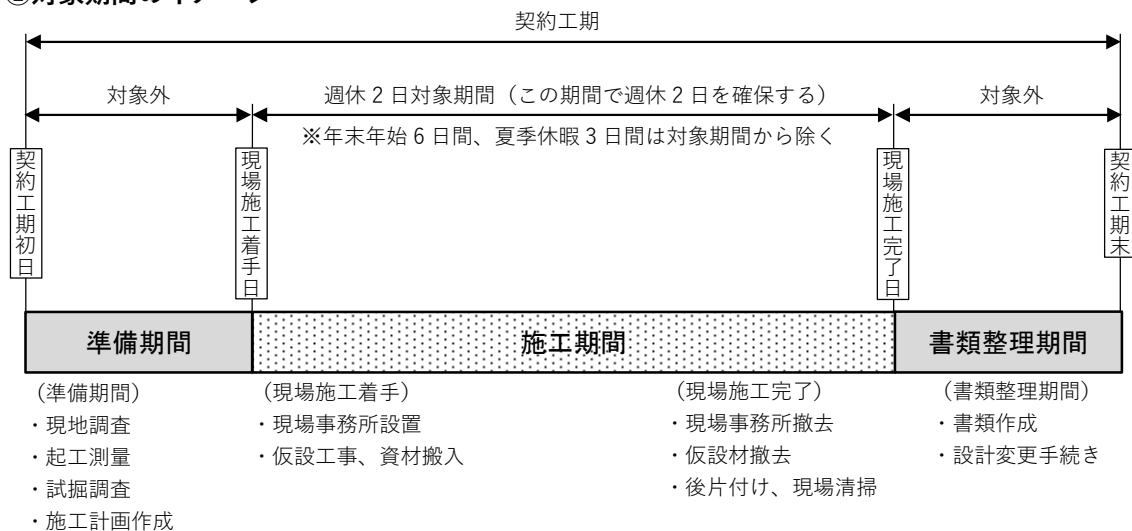
- ・現場施工着手日：現場事務所設置、資材搬入や仮設工事開始等、現場施工を開始した日
- ・現場施工完了日：現場事務所や仮設資材の撤去・搬出、後片付けや清掃を終えた日

2. 週休2日工事の対象外となる期間

下記の期間（現場施工がない期間）は対象外とし、週休2日工事の算定から除外する。

- ・現地調査、起工測量、試掘調査、施工計画作成などの準備計画期間
- ・年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）
- ・工場内で行う製作や整備作業のみを実施し、現場作業がない期間
- ・工事全体を一時中止している期間
- ・発注者があらかじめ対象外と指定した期間

①対象期間のイメージ



②対象期間のイメージ（工場製作期間がある場合）

